



# 第18回愛知県国家戦略特別区域会議 愛知県提出資料

2023（令和5）年6月19日



# 国家戦略特別区域工場等新增設促進事業 工場立地法及び地域経済牽引 事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の特例について

## 事業の概要

- 産業の国際競争力の強化や、国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、条例で、工場立地法で定められた準則に代えて適用すべき準則を定める。

## 事業の主体



北名古屋市



北名古屋市

## 実施目的

余剰地が少ない既存工場の生産施設の建替え及び新增設を促進し既存工場の定着を図るとともに、付加価値の高い工場の誘致を促進する。

## 事業実施区域

北名古屋市  
都市計画マスタープランの土地利用方針において「産業系市街地」として位置づけられた地域

## 生活環境との調和に関する事項

- 事業者は、「北名古屋市宅地開発行為等に関する指導要綱」に基づき、特定工場等の立地の際に生活環境との調和に配慮する。
- 北名古屋市は、「北名古屋市緑の基本計画」に基づき、民有地（工場・住宅地を含む）における緑化を推進するため、北名古屋市都市緑化推進事業費補助金を交付し、生活環境との一層の調和を図る。

## 準則の内容

緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合	重複緑地の緑地への算入割合
5%以上	5%以上	50%以下

## 活用による効果

特例を活用することにより、工場新增設等の投資を促進し、  
産業の国際競争力の強化及び地域経済の活性化につなげる

規 則	
●	地 方 計 画 規 則
—	市 村 規 則
—	市 街 化 規 則
■	第一種住居用地区域
■	第一種工業用地区域
■	第二種住居用地区域
■	第二種工業用地区域
■	第一種住居兼用地区域
■	第二種住居兼用地区域
■	第三種住居兼用地区域
■	第一種住居地区域
■	第一種工業地区域
■	第二種工業地区域
■	其他区域
■	都市計画区域
■	都市計画区域(開発調整区)
■	都市計画区域(整備区)
■	都市計画区域(緩衝区)
■	自然地帯
■	河川・水系
■	地質・地形
■	水質・汚濁
■	生態系
■	内務部規則
■	第一種住居用地区域(高さ制限10m)

